

新潟県条例第39号

新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和33年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略） （負担金の徴収方法の特例）</p> <p>2 政令附則第7項の規定により農林水産大臣が指定する事業についての第4条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「元利均等年賦支払」とあるのは「農林水産大臣の定める年賦支払の方法に準拠して知事が定める年賦支払」と、同条第2項及び第4項中「元利均等年賦支払」とあるのは「年賦支払」とする。</p> <p>3 政令附則第8項の規定により農林水産大臣が指定する事業についての第4条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、同条第2項中「15年」とあり、及び「17年」とあるのは、「農林水産大臣が定める期間」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略） （負担金の徴収方法の特例）</p> <p>2 政令附則第11項の規定により農林水産大臣が指定する事業についての第4条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「元利均等年賦支払」とあるのは「農林水産大臣の定める年賦支払の方法に準拠して知事が定める年賦支払」と、同条第2項及び第4項中「元利均等年賦支払」とあるのは「年賦支払」とする。</p> <p>3 政令附則第12項の規定により農林水産大臣が指定する事業についての第4条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、同条第2項中「15年」とあり、及び「17年」とあるのは、「農林水産大臣が定める期間」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。